

宮城県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

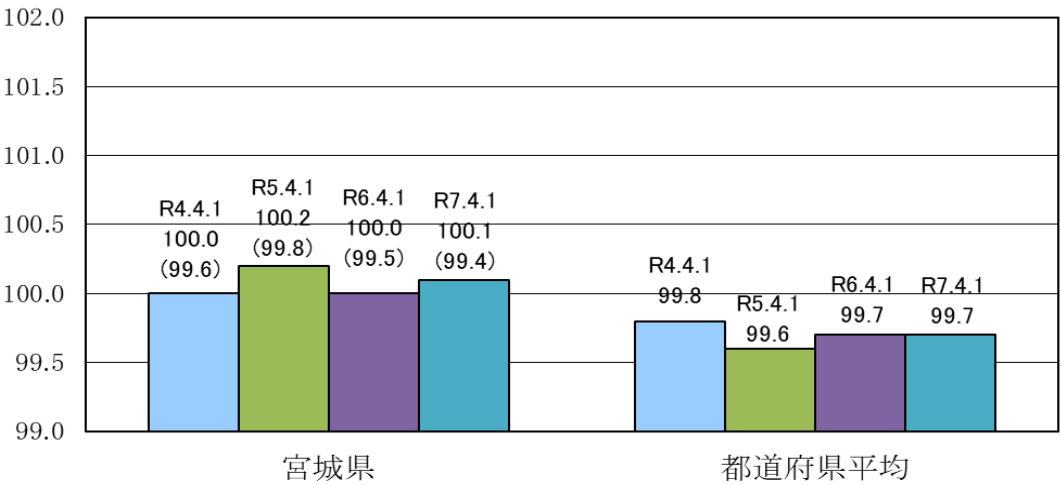
区分	住民基本台帳人口 (8年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和6年度の人件費率
7年度	人 2,209,215	千円 985,277,770	千円 2,832,900	千円 213,825,839	% 21.7	% 21.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)都道府県平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
7年度	人 22,551	千円 100,118,439	千円 22,220,587	千円 42,418,684	千円 164,757,710	千円 7,306	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレース指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

本県の給与水準は、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査し、地域の民間給与水準との均衡を図るために実施された勧告を尊重して決定しております。地域の民間給与水準を給料月額に適切に反映させた結果、国の給与水準を上回ることとなったものです。
なお、給与水準については、今後も人事委員会勧告を尊重しながら、適切な給与水準となるよう努めます。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和8年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和8年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期)
令和7年4月1日
(内容)
行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での給料月額の重なりを解消等を実施。

②地域手当の見直し

(支給割合)

国基準(愛知県名古屋市12%、宮城県仙台市8%)に対し、宮城県においても、愛知県名古屋市は、令和6年人事委員会勧告において12%とされており、令和8年4月1日時点は令和7年人事委員会勧告に基づき国と同じ13%を支給、宮城県仙台市は5.5%を支給。

(実施時期)

令和7年4月1日より実施。愛知県名古屋市については、令和7年4月1日時点は14%、令和8年4月1日は13%を支給し、宮城県仙台市については、令和7年4月1日時点は5%、令和8年4月1日は5.5%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合(愛知県名古屋市)	15%	14%	13%
宮城県の支給割合(愛知県名古屋市)	15%	14%	13%
国基準による支給割合(宮城県仙台市)	6%	7%	8%
宮城県の支給割合(宮城県仙台市)	4.5%	5%	5.5%

③その他の見直し

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和8年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮城県	42.5 歳	340,543 円	441,493 円	379,550 円
国	歳	円	—	円
都道府県平均	歳	円	円	円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宮城県	53.5 歳	127 人	309,894 円	351,259 円	328,843 円	—	—	—	—
うち 学校給食員	—	—	—	—	—	調理師	歳	円	—
うち 守衛	60.0 歳	2 人	314,700 円	424,300 円	334,250 円	守衛	歳	円	—
うち 用務員	57.8 歳	53 人	319,691 円	350,868 円	336,186 円	用務員	歳	円	—
うち 自動車運転手	60.9 歳	6 人	263,550 円	318,883 円	280,625 円	自家用乗用 自動車運転者	歳	円	—
うち 電話交換手	—	—	—	—	—	電話交換手	—	—	—
国	歳	人	円	—	円	—	—	—	—
都道府県平均	歳	人	円	円	円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
宮城県	—	—	—
うち 学校給食員	—	円	—
うち 守衛	5,110,994 円	円	
うち 用務員	4,225,428 円	円	
うち 自動車運転手	3,838,450 円	円	
うち 電話交換手	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和5～令和7年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宮城県	46.5 歳	404,261 円	462,306 円
都道府県平均	歳	円	円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宮城県	42.4 歳	384,813 円	429,086 円
都道府県平均	歳	円	円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮城県	38.6 歳	360,095 円	519,004 円	399,538 円
国	歳	円	—	円
都道府県平均	歳	円	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和8年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		宮城県	国
一般行政職	大 学 卒	239,400 円	232,000 円
	高 校 卒	208,400 円	200,300 円
技能労務職	高 校 卒	206,700 円	198,200 円
	中 学 卒	－	－
高等学校教育職	大 学 卒	267,600 円	－
	高 校 卒	－	－
小・中学校教育職	大 学 卒	267,600 円	－
	高 校 卒	－	－
警 察 職	大 学 卒	273,800 円	269,200 円
	高 校 卒	241,800 円	230,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和8年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	292,003 円	377,760 円	396,984 円	420,641 円
	高 校 卒	265,726 円	335,108 円	375,821 円	387,144 円
技能労務職	高 校 卒	254,600 円	－ 円	322,800 円	356,200 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
高等学校教育職	大 学 卒	355,176 円	418,766 円	446,326 円	460,804 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
小・中学校教育職	大 学 卒	358,406 円	417,869 円	439,708 円	451,151 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
警 察 職	大 学 卒	319,179 円	404,846 円	429,745 円	447,496 円
	高 校 卒	303,102 円	369,559 円	412,914 円	432,420 円

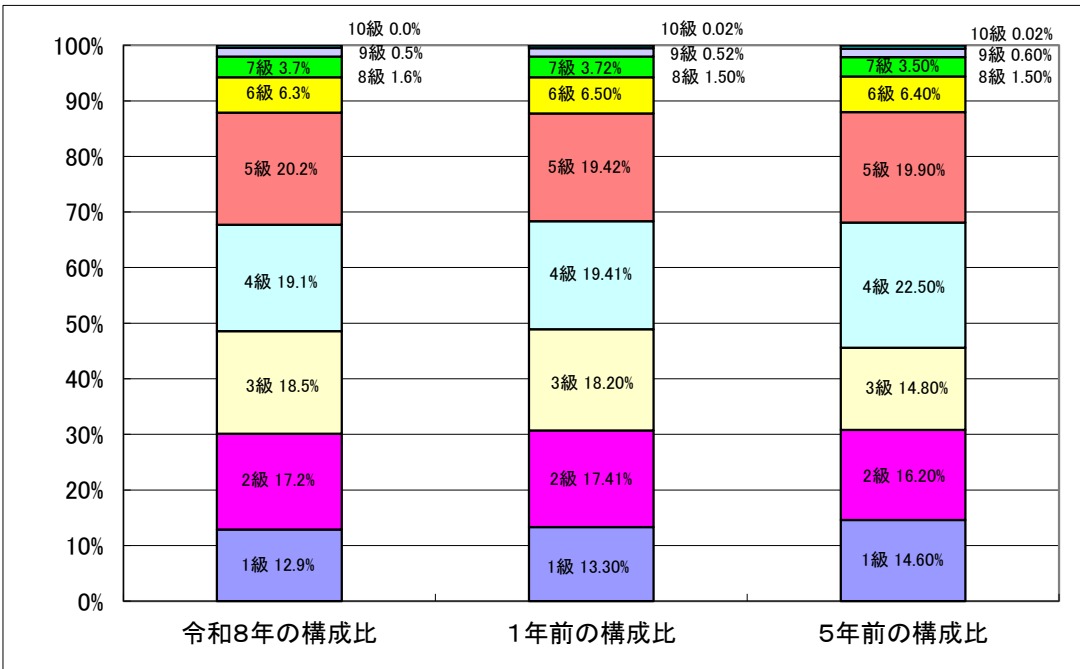
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和8年4月1日現在）

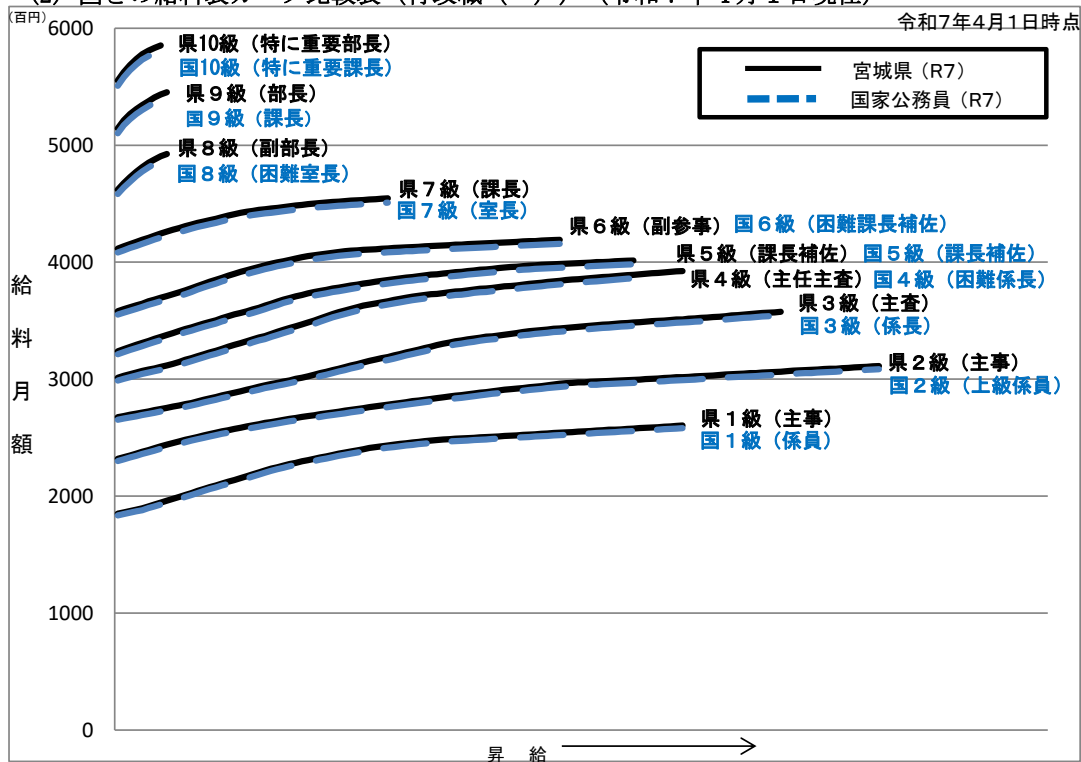
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	人 713	% 12.9	円 197,400	円 270,700
2 級	主事、技師	人 949	% 17.2	円 243,900	円 319,400
3 級	主任主査、技術主任主査	人 1,022	% 18.5	円 278,500	円 367,100
4 級	主幹、技術主幹	人 1,057	% 19.1	円 312,300	円 402,900
5 級	本庁の総括課長補佐、総括技術補佐	人 1,113	% 20.2	円 335,200	円 412,300
6 級	本庁の課長	人 350	% 6.3	円 369,700	円 430,400
7 級	本庁の課長	人 206	% 3.7	円 424,100	円 466,800
8 級	本庁の副部長	人 88	% 1.6	円 475,700	円 505,600
9 級	本庁の部長	人 26	% 0.5	円 529,500	円 559,800
10 級	本庁の部長(特に重要)	人 0	% 0.0	円 571,600	円 600,800

- (注) 1 宮城県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

グラフ



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（宮城県）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮 城 県		国	
1人当たり平均支給額(7年度)		—	
1,870 千円			
(7年度支給割合)		(7年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.525 月分	2.125 月分	2.525 月分	2.125 月分
(1.425) 月分	(1.025) 月分	(1.425) 月分	(1.025) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（知事部局の一般行政職（宮城県））

令和8年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和8年4月1日現在）

宮 城 県				国					
(支給率)	自己都合		勸奨・定年		(支給率)	自己都合		応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
調整率				83.7/100	調整率				83.7/100
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)				その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			
1人当たり 平均支給額	自己都合		勸奨・定年						
	4,039	千円	23,840	千円					

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員（警察職及び教育職を除く）に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給実績(7年度決算)		2,960,922 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)		131,241 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都千代田区	20 %	21 人	20 %
大阪府大阪市	16 %	3 人	16 %
愛知県名古屋	13 %	2 人	13 %
宮城県仙台市	5.5 %	7,526 人	8 %
宮城県多賀城市	2 %	487 人	8 %
宮城県名取市	1.5 %	1,206 人	1 %
宮城県富谷市	1.5 %	452 人	4 %
宮城県宮城郡利府町	1.5 %	577 人	1 %
上記以外の県内市町村	1.5 %	12,248 人	0 %
医師	16 %	19 人	16 %
千代田区を除く東京都特別区内の地域	20 %	4 人	20 %
神奈川県川崎市	16 %	1 人	16 %
愛知県豊田市	15 %	1 人	14 %
埼玉県さいたま市 千葉県千葉市	14 %	3 人	13 %
平均支給割合		2.9 %	3.0 %
平均支給割合が国の制度による平均支給割合を上回る場合、その理由			

(注) 「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績(7年度決算)		1,106,300 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)		83,074 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(7年度)		59.0 %		
手当の種類(手当数)		42		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (7年度決算)	左記職員に対する支給単価
県税事務従事手当	県税事務所等に所属する職員	県税の賦課徴収業務	58,909千円	日額650円～1,100円
社会福祉業務手当	保健福祉事務所等に所属する職員	生活保護、児童福祉等	35,169千円	日額350円～1,100円
技術者養成業務手当	職業訓練指導員等	看護師、職業訓練指導員、農業従事者の養成	18,345千円	日額600円～1,250円
動植物等取扱手当	家畜保健衛生所等に所属する職員	家畜の病性鑑定、農薬取締り等業務	425千円	日額250円～1,100円
船舶乗組手当	漁業取締船等に乗る職員	漁ろう試験、漁業の実習指導、取締・調査、警備艇の操作	522千円	日額350円～2,000円
用地買収等業務手当	用地買収等業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	1,341千円	日額750円～950円
消防訓練業務手当	消防学校等に所属する職員	救助・水防その他各種訓練	1,727千円	日額560円
航空手当	防災ヘリコプター管理事務所等に所属する職員	航空機に搭乗しての救助等業務	8,809千円	1時間1,900円～6,630円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (7年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	保健福祉事務所等に所属する職員	感染症患者の救護、家畜伝染病の防疫等	741千円	日額300円～1,100円
精神障害者診察立会等業務手当	保健福祉事務所等に所属する職員	精神障害者の護送・調査・診察・生活指導業務	519千円	日額300円～400円
有害物等取扱手当	保健環境センター等に所属する職員	毒劇物の取扱い、農薬分析	606千円	日額300円
野犬等取扱作業手当	保健福祉事務所等に所属する職員	犬の捕獲、抑留、引取り、犬・猫の殺処分	574千円	日額350円～450円
鳥獣捕獲等作業手当	地方振興事務所等に所属する職員	傷病鳥獣の捕獲作業	35千円	日額350円
立入検査等業務手当	保健環境センター等に所属する職員	公害防止のため行う施設等への立入検査	75千円	日額300円
死体処理手当	警察職員等	死体の解剖補助、清拭、検視、見分等	66,701千円	1体1,600円～3,200円 日額1,000円～3,200円
特殊現場等作業手当	土木事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	343千円	日額350円
異常圧力内作業手当	水産技術総合センター等に所属する職員	潜水業務(漁業調査等・人命救助等)	16千円	1時間310円～1,500円
災害応急作業等手当	土木事務所等に所属する職員	異常な自然現象、重大な災害による応急作業等	1,822千円	日額350円～1,820円 (福島第一原子力発電所敷地内、帰還困難区域、居住制限区域における作業: 日額660円～40,000円)
兼務教育職員手当	公立学校に所属する職員	職務、昼夜の課程、通信教育に係る兼務等	22,907千円	1時間500円～800円 1件100円
夜間課程勤務手当	県立高校に所属する職員	定時制の夜間課程の勤務	430千円	日額190円
入学者選抜業務手当	公立学校に所属する職員	入学者を選抜する業務	16,518千円	日額1,000円
教員特殊業務手当	公立学校に所属する職員	非常災害時の生徒の保護、修学旅行、部活動の引率指導等	450,900千円	日額3,900円～16,000円
教育業務連絡指導手当	公立学校に所属する職員	教務主任等が行う連絡調整、指導助言	95,954千円	日額200円
犯罪捜査等作業手当	警察官・警察職員	犯罪の捜査又は被疑者逮捕、通訳の作業	134,492千円	日額560円
少年警察補導手当	警察職員	少年の補導等	1,238千円	日額350円
鑑識手当	警察職員	犯罪鑑識の作業	7,610千円	日額280円～560円
交通取締手当	警察官	交通取締作業、交通整理	14,018千円	日額310円～690円
警ら手当	警察官	パトカー等による警ら、立番、見張り等による警戒又は警ら	97,836千円	日額340円～1,100円
看守手当	警察職員	被疑者の看守又は護送業務	15,134千円	日額310円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (7年度決算)	左記職員に対する支給単価
機械保守手当	総務部に所属する警察職員	自動車整備作業	278千円	日額170円
夜間特殊業務手当	警察職員	深夜における犯罪防止等	104,048千円	勤務1回580円～1,100円
交通捜査業務手当	警察官	交通事故の捜査、悪質・危険な違反者の捜査・取締り	26,769千円	日額310円～1,260円
術科指導手当	警察職員	拳銃操法等の指導訓練	416千円	日額300円
爆発物等取締業務手当	警察職員	爆発物・特殊危険物質等の処理等	37千円	1件5,200円 日額250円
緊急業務呼出手当	警察職員	勤務時間外の夜間における緊急の呼び出しを受け、警備・交通等の業務に従事	921千円	1回1,240円
山岳遭難救助作業手当	警察職員	山岳の危険な箇所での遭難者の救助・捜索	67千円	日額600円
核原料物質等輸送警備手当	警察職員	核原料物質等の輸送警備業務	0千円	日額640円
銃器犯罪捜査従事手当	警察官	銃器犯罪・暴力団対立抗争事件の捜査	0千円	日額820円～1,640円
身辺警護等作業手当	警察官	皇族・国賓等の護衛、警護	1,220千円	日額640円～1,150円
海外犯罪情報収集作業手当	警察官	海外における犯罪捜査に関する情報収集	0千円	日額1,100円
犯罪被害者等支援業務手当	警務部に所属する警察職員	犯罪被害者の精神的負担の緩和のためのカウンセリング等	181千円	日額750円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(7年度決算)	5,958,981 千円
職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)	621 千円
支給実績(6年度決算)	5,538,380 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	575 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(7年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（令和8年4月1日現在）

支給実績(令和7年度決算)		252,612千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)		53,114円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)
宮城県内 ※栗原市、大崎市、刈田郡のうち七ヶ宿町	世帯主である職員(扶養親族有)	19,800円
	その他の世帯主である職員	11,400円
	その他の職員	8,200円
上記に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうち人事委員会規則で定めるもの ※仙台地方ダム総合事務所大倉ダム管理事務所、仙台地方ダム総合事務所七北田ダム管理事務所、大崎地方ダム総合事務所漆沢ダム管理事務所、大崎地方ダム総合事務所二ツ石ダム管理事務所ほか	世帯主である職員(扶養親族有)	19,800円
	その他の世帯主である職員	11,400円
	その他の職員	8,200円
宮城県外	世帯主である職員(扶養親族有)	国家公務員の寒冷地手当に関する法律第2条第1項の表に掲げる額
	その他の世帯主である職員	
	その他の職員	
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当（令和8年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (7年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに支給 最高額 139,300円	同じ		1,322,202 千円	694,799 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職(医師等)に採用された職員に支給 最高額 417,600円	異なる	第二種初任給調整手当は設けていない。	61,281 千円	1,156,245 円
扶養手当	1 子 1人につき13,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算 2 父母等 1人につき6,500円 ※行政職給料表8級、公安職給料表9級及び研究職給料表5級の職員は3,500円 ※行政職給料表9級以上及び医療職給料表(1)4級の職員には、子に係る手当を除き不支給	同じ		2,075,492 千円	249,999 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 ※県の職員宿舍等に入居している者には支給しない	異なる	(国の制度) 借家・借間に居住している職員 1 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-16,000円 2 月額27,000円を超え、61,000円未満の家賃を支払っている職員 (家賃-27,000円)/2+11,000円 3 月額61,000円以上の家賃を支払っている職員 28,000円	1,882,576 千円	308,619 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超える場合 150,000円に通勤手当に係る支給単位数期間のうち最も長い支給単位数期間の月数を乗じて得た額 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～38,700円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～70,700円 3 駐車場等の利用者 駐車場等の利用料金に応じて月額5,000円を限度として支給	異なる	へき地等におかれている小・中学校、公所の勤務者の通勤の実態が、国家公務員と異なることから一部独自の手当としている。 (国の制度) 2のイについて 使用距離(片道)により2,000円～66,400円	3,197,574 千円	156,636 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (7年度決算)
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 30,000円 ※ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じて8,000円～70,000円加算する	同じ		163,709 千円	399,290 円
在宅勤務等手当	住宅等において、正規の勤務時間の全部について、3箇月以上の期間、1箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務等を行うことを命ぜられた職員に対して支給 3,000円	同じ			
特地勤務手当等	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額合計額×支給割合(4%～16%)	同じ		117,152 千円	351,808 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数	同じ		904,207 千円	205,129 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		295,450 千円	133,026 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 一般 勤務1回につき4,700円 特殊 勤務1回につき5,600円～22,500円	同じ		739,241 千円	211,031 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日等又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円 特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円	同じ		21,214 千円	83,192 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 最高額 8,600円			719,101 千円	63,920 円
産業教育手当	産業教育振興のため農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教職員等の勤務の特殊性に対して支給 支給額 給料月額×支給割合(3%～6%)			122,437 千円	266,747 円
定時制通信教育手当	高等学校の校長及び教員のうち定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑、困難性に応じて支給 支給額 給料月額×支給割合(3%～6%)			54,365 千円	203,614 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及事業に従事する普及指導員に対し、その職務の特殊性に応じて支給 支給額 給料月額×支給割合(8%)			37,055 千円	352,905 円
災害派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧等のため派遣された職員で、住所等を離れて県内に滞在した場合に支給 支給額 1日につき最高6,620円			0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,340,000 円		
	副 知 事	1,040,000 円		
報酬	議 長	1,040,000 円		
	副 議 長	930,000 円		
	議 員	860,000 円		
期末手当	知 事	(7年度支給割合)		
	副 知 事	3.50 月分		
	議 長	(7年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.50 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	給料月額×在職月数×6.3割	4,052 万円	原則、最終退職時であるが、申出があった場合は任期毎の支給も可
	副 知 事	給料月額×在職月数×4.1割	2,047 万円	原則、最終退職時であるが、申出があった場合は任期毎の支給も可

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

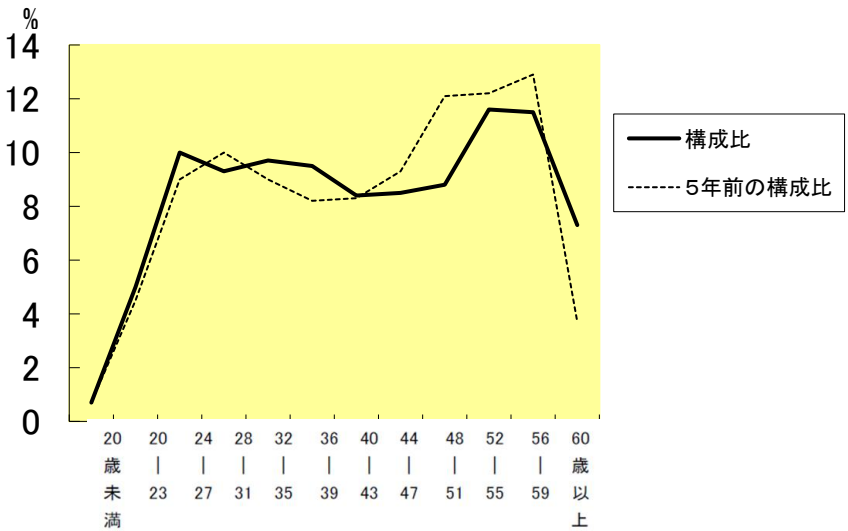
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			R7年	R8年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	41	41	0	
		総務・企画	793	801	+ 8	人材確保強化対応等による増員
		税務	284	290	+ 6	宿泊税導入対応等による増員
		民生	525	538	+ 13	児童相談所の配置基準対応等による増員
		衛生	677	672	△ 5	献血運動推進全国大会対応終了等による減員
		労働	138	141	+ 3	事務の見直し等による増員
		農林水産	1,244	1,239	△ 5	全国育樹祭対応終了等による減員
		商工	302	307	+ 5	事務の見直し等による増員
		土木	809	808	△ 1	事務の見直し等による減員
		計	4,813	4,837	+ 24	(参考:人口10万人当たり職員数 220 人)
	教育部門	13,394	13,326	△ 68	学校の閉校、学級の減等による減員	
	警察部門	4,344	4,388	+ 44	組織改編、新規採用等による増員	
	小 計	22,551	22,551	0	(参考:人口10万人当たり職員数 1,024 人)	
公 営 会 計 等 部 門	病院	12	12	0		
	水道	52	52	0		
	下水道	45	46	+ 1	下水道管路更新対応等による増員	
	その他	30	31	+ 1	事務の見直し等による減員	
	小 計	139	141	+ 2		
合 計			22,690	22,692	+ 2	
			[23,760]	[23,764]		(参考:人口10万人当たり職員数 1,030 人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和8年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	149人	1,115人	2,259人	2,113人	2,204人	2,148人	1,895人	1,925人	1,986人	2,638人	2,611人	1,649人	22,692人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区 分 部 門 別	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	過去5年間の 増減数(R8-R3、率)
一般行政	4,990	4,961	4,852	4,831	4,813	4,837	△ 153 (△ 3.1%)
教 育	13,458	13,390	13,472	13,397	13,394	13,326	△ 132 (△ 1.0%)
警 察	4,344	4,378	4,360	4,354	4,344	4,388	+ 44 (+ 1.0%)
普通会計	22,792	22,729	22,684	22,582	22,551	22,551	△ 241 (△ 1.1%)
公営企業等会計	151	150	145	143	139	141	△ 10 (△ 6.6%)
総合計	22,943	22,879	22,829	22,725	22,690	22,692	△ 251 (△ 1.1%)

(注) 各年における定員管理調査において総務省へ報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 6年度の総費用に占 める職員給与費比率
7年度	千円 9,853,801	千円 △ 14,703	千円 435,868	% 4.4	% 4.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
7年度	52	千円 218,293	千円 67,278	千円 63,850	千円 349,421	千円 6,720	千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和8年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
宮城県	46.2 歳	381,410 円	548,542 円
都道府県平均	歳	円	円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（水道事業）		宮城県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(7年度)		1人当たり平均支給額(7年度)	
1,228 千円		1,870 千円	
(7年度支給割合)		(7年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.525 月分	2.125 月分	2.525 月分	2.125 月分
(1.425) 月分	(1.025) 月分	(1.425) 月分	(1.025) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和8年4月1日現在）

宮城県企業局（水道事業）			宮城県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	4,039 千円	23,840 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績(7年度決算)			7,731 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)			148,672 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)	
仙台市	5.5 %	18 人	5.5 %	
上記以外の県内市町村	1.5 %	34 人	1.5 %	

エ 特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績(7年度決算)			7 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)			2,317 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(7年度)			5.8 %	
手当の種類(手当数)			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (7年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場等作業手当	水道事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	0千円	日額350円
用地買収等業務手当	用地買収業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	7千円	日額750円～950円
有害物等取扱手当	水道事務所に勤務する職員	毒劇物の発生を伴う業務等	0円	日額300円
災害応急作業等手当	水道事務所に勤務する職員	異常な自然現象、重大な災害による応急作業	0円	日額350円～1,820円

オ 時間外勤務手当

支給実績(7年度決算)	28,161 千円
職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)	640 千円
支給実績(6年度決算)	20,622 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	448 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(7年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和８年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (7年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		6,391 千円	798,900 円
扶養手当	1 子 1人につき13,000円 *満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算 2 父母等 1人につき6,500円 *企業職給料表(1)8級の職員は3,500円 *企業職給料表(1)9級以上の職員には、子に係る手当を除き不支給	同じ		4,315 千円	227,107 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 *県の職員宿舍等に入居している者には支給しない	同じ		4,506 千円	300,400 円

通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超える場合 150,000円に通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～38,700円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～70,700円 3 駐車場等の利用者 駐車場等の利用料金に応じて月額5,000円を限度として支給	同じ		15,641 千円	319,194 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日等又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円 特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円	同じ		35 千円	5,833 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給対象地域に在勤する職員に対し、地域の区分及び世帯等の区分に応じ支給 支給額 月額8,200円～19,800円	同じ		1,102 千円	68,846 円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 6年度の総費用に占 める職員給与費比率
7年度	千円 1,568,386	千円 △ 174,783	千円 82,113	% 5.2	% 5.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
7年度	12	千円 43,969	千円 11,658	千円 12,827	千円 68,454	千円 5,705	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和8年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
宮城県	41.3 歳	333,732 円	475,375 円
都道府県平均	歳	円	円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（工業用水道事業）	宮城県（一般行政職）
1人当たり平均支給額(7年度) 1,166 千円	1人当たり平均支給額(7年度) 1,870 千円
(7年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 (1.425) 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.025) 月分	(7年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 (1.425) 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.025) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和8年4月1日現在）

宮城県企業局（工業用水道事業）	宮城県（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 1人当たり平均支給額 ー 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 1人当たり平均支給額 4,039 千円 23,840 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績(7年度決算)		2,117 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)		192,444 円	
	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
仙台市	5.5 %	2 人	5.5 %
上記以外の県内市町村	1.5 %	9 人	1.5 %

エ 特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績(7年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(7年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (7年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場等作業手当	水道事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	0円	日額350円
用地買収等業務手当	用地買収業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	0円	日額750円～950円
有害物等取扱手当	水道事務所に勤務する職員	毒劇物の発生を伴う業務等	0円	日額300円
災害応急作業等手当	水道事務所に勤務する職員	異常な自然現象、重大な災害による応急作業	0円	日額350円～1,820円

オ 時間外勤務手当

支給実績(7年度決算)	5,276 千円
職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)	528 千円
支給実績(6年度決算)	3,072 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	279 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（7年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和８年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (7年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		599 千円	598,800 円

扶養手当	1 子 1人につき13,000円 *満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算 2 父母等 1人につき6,500円 *企業職給料表(1)8級の職員は3,500円 *企業職給料表(1)9級以上の職員には、子に係る手当を除き不支給	同じ		606 千円	202,000 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 *県の職員宿舍等に入居している者には支給しない	同じ		772 千円	257,200 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超える場合 150,000円に通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～38,700円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～70,700円 3 駐車場等の利用者 駐車場等の利用料金に応じて月額5,000円を限度として支給	同じ		2,190 千円	219,030 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日等又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円 特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給対象地域に在勤する職員に対し、地域の区分及び世帯等の区分に応じ支給 支給額 月額8,200円～19,800円	同じ		98 千円	49,000 円

(3) 地域整備事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 6年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
7年度	千円	千円	千円	%	%
	396,905	260,022	57,851	14.6	14.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
7年度		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	8	29,684	9,312	9,209	48,205	6,026	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和8年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
宮城県	36.1 歳	344,368 円	502,135 円
都道府県平均	歳	円	円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（地域整備事業）	宮城県（一般行政職）
1人当たり平均支給額(7年度)	1人当たり平均支給額(7年度)
1,151 千円	1,870 千円
(7年度支給割合)	(7年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.525 月分 2.125 月分	2.525 月分 2.125 月分
(1.425) 月分 (1.025) 月分	(1.425) 月分 (1.025) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5～20%	・役職加算 5～20%
・管理職加算 15～25%	・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和8年4月1日現在）

宮城県企業局（地域整備事業）	宮城県（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)
1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円	1人当たり平均支給額 4,039 千円 23,840 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給実績(7年度決算)			1,551 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)			193,917 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
仙台市	5.5 %	9 人	5.5 %
上記以外の県内市町村	1.5 %	0 人	1.5 %

エ 時間外勤務手当

支給実績(7年度決算)	5,015 千円
職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)	716 千円
支給実績(6年度決算)	4,543 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	649 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（7年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和8年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (7年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		748 千円	747,600 円
扶養手当	1 子 1人につき13,000円 *満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算 2 父母等 1人につき6,500円 *企業職給料表(1)8級の職員は3,500円 *企業職給料表(1)9級以上の職員には、子に係る手当を除き不支給	同じ		596 千円	198,517 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 *県の職員宿舍等に入居している者には支給しない	同じ		845 千円	281,563 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超える場合 150,000円に通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～38,700円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～70,700円 3 駐車場等の利用者 駐車場等の利用料金に応じて月額5,000円を限度として支給	同じ		546 千円	109,280 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日等又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円 特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円	同じ		12 千円	12,000 円

(4) 流域下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 6年度の総費用に占 める職員給与費比率
7年度	千円 9,750,697	千円 △ 20,094	千円 209,933	% 2.2	% 2.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
7年度	46	千円 181,506	千円 59,203	千円 58,955	千円 299,664	千円 6,514	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和8年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
宮城県	42.6 歳	359,186 円	538,964 円
都道府県平均	歳	円	円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（流域下水道事業）	宮城県（一般行政職）
1人当たり平均支給額(7年度) 1,310 千円	1人当たり平均支給額(7年度) 1,870 千円
(7年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.425) 月分	(7年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.425) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和8年4月1日現在）

宮城県企業局（流域下水道事業）	宮城県（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 1人当たり平均支給額 ー 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 1人当たり平均支給額 4,039 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績(7年度決算)			6,436	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)			143,025	円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)	
仙台市	5.5 %	13 人	5.5 %	
多賀城市	2 %	15 人	2 %	
上記以外の県内市町村	1.5 %	16 人	1.5 %	

エ 特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績(7年度決算)			1	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)			350	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(7年度)			2.2	%
手当の種類(手当数)			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (7年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場等作業手当	水道事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	1千円	日額350円
用地買収等業務手当	用地買収業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	0千円	日額750円～950円
有害物等取扱手当	水道事務所に勤務する職員	毒劇物の発生を伴う業務等	0千円	日額300円
災害応急作業等手当	水道事務所に勤務する職員	異常な自然現象、重大な災害による応急作業	0千円	日額350円～1,820円

オ 時間外勤務手当

支給実績(7年度決算)	29,055	千円
職員1人当たり平均支給年額(7年度決算)	745	千円
支給実績(6年度決算)	21,027	千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	526	千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（7年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和８年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (7年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		4,321 千円	720,200 円

扶養手当	1 子 1人につき13,000円 *満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算 2 父母等 1人につき6,500円 *企業職給料表(1)8級の職員は3,500円 *企業職給料表(1)9級以上の職員には、子に係る手当を除き不支給	同じ		3,030 千円	202,000 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 *県の職員宿舍等に入居している者には支給しない	同じ		4,666 千円	274,494 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超える場合 150,000円に通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～38,700円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～70,700円 3 駐車場等の利用者 駐車場等の利用料金に応じて月額5,000円を限度として支給	同じ		11,678 千円	278,058 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日等又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円 特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円	同じ		16 千円	5,333 円